

兵庫国際交流会館 入居者募集要項【研究者】 (2021(令和3)年度推薦方式)

1. 設置目的:

兵庫国際交流会館(以下、「会館」という。)は、国際交流の拠点として、国内外の優秀な学生及び研究者に対して生活及び居住の場を提供することによりその勉学その他学生生活及び研究活動を支援するとともに、様々な交流事業の積極的な展開によって居住者相互や外部の優秀な学生等との交流を促進することを目的としています。

2. 入居資格:

【外国人研究者】

大学・研究所等に在籍する優秀な研究者(原則として、出入国管理及び難民認定法(昭和26年10月4日政令第319号)別表第1に定める「教授」「研究」「文化活動」「高度専門職1号イ」の在留資格を有する者)で、会館から通勤が可能であり、次の条件を満たす者。

- ・外国人研究者であって、博士の学位を有し、かつ博士の学位取得後8年未満の者(日本国内の研究機関等において無期で雇用される常勤職員を除く)。

ただし、入居開始時に上記の条件を満たす見込みがあり、在籍予定大学及び研究機関においてその証明かつ推薦が可能な者は、申請ができます(在籍開始の30日前から入居可)。

【日本人研究者】

大学・研究所等に在籍する優秀な研究者で、会館から通勤が可能であり、次の条件を満たす者。

- ・日本人研究者であって、博士の学位を有し、かつ博士の学位取得後8年未満の者(日本国内の研究機関等において無期で雇用される常勤職員を除く。)

ただし、入居開始時に上記の条件を満たす見込みがあり、在籍予定大学及び研究機関においてその証明かつ推薦が可能な者についても、申請可能です(在籍開始の30日前から入居可)。

※休職中の者または入居後に休職する者は申請できません。

3. 募集居室:

(1) 単身棟は、申請者のみが入居できます。

(2) 夫婦棟は、申請者とその配偶者のみが入居でき、その他の親族は入居できません。また、同居する配偶者は、常時入居できる者に限ります。ただし、入居申請後(申請書を受理した以降)に出生した子どもについては同居を認めます。

(3) いずれの居室も許可された者以外(親族、友人等)は宿泊することはできません。

(4) 募集居室(空室状況等を含む)について確認したい場合は、大学の担当者より会館へ電話でお問い合わせください。

4. 入居申請手順及び提出書類・提出データ：

- (1) 大学及び研究機関において入居者募集を行い、事前に審査を行ったうえで申請してください。
- (2) 一人が複数の申請（同居人名義によるものも含む）や複数居室の希望を出すことはできません。
- (3) 提出先は「12. 関係書類の提出先及び照会先」にてご確認ください。
- (4) 提出書類（①～⑩は紙媒体）・提出データ（⑪はExcelデータ）は次のとおりです。
下記 URL からダウンロードできます。

<https://www.jasso.go.jp/ryugaku/kyoten/hiec/residence/boshu/kenkyusha.html>

- ①入居申請書（別紙様式 1-3）
- ②入居推薦書（別紙様式 2-3）※研究機関の推薦担当部署にて作成、申請者毎に必要。
- ③兵庫国際交流会館における交流活動実施・参加計画書（別紙様式 3）
- ④入居申請誓約書
- ⑤申請者の研究機関の在籍期間が証明できる書類等（期間が記されている学生証、身分証、入学許可、採用通知等）の写し
- ⑥入居資格が証明できる書類等（学位取得年月日が分かる学位記等）の写し
- ⑦【外国人】旅券の写し（同居人も含む。顔写真のページと査証（日本国査証がある場合）のページを各 1 部）
- ⑧【外国人で新規渡日でない者】在留カードの写し（表裏両面をコピー。申請者・同居人とも必要）
- ⑨【外国人】上陸許可日（渡日年月日）のわかる書類の写し（申請者のみ）
例：パスポート上陸許可のページ、在留カード（許可の種類が「上陸許可」のもの）
- ⑩【同居人】
 - ア．申請者との続柄がわかる書類の写し
（戸籍謄本、住民票の場合は申請前 3 か月以内に発行されたもの）
 - イ．旅券の写し
（顔写真のページと査証（日本国査証がある場合）のページを各 1 部）
 - ウ．在留カードの写し（表裏両面をコピー）※書類が英語以外の外国語の場合は、申請者本人が署名または捺印した翻訳文（日本語または英語）を作成し、大学の当館入居募集・推薦担当者が確認の署名、捺印してください。
※同居人が日本人の場合は、アのみ提出。
- ⑪入居申請者情報入力表 ※Excel データ
※Excel ファイルにパスワードをかけて会館担当宛にメール（office@hih-go.jp）で提出。

5. 申請締め切り：

申請書類の提出期限は、以下のとおり締切日必着とします。

締切日	結果通知日 (目安)	入居希望日 (初日)
2021年2月1日	2021年2月15日	2021年3月1日～3月31日
2021年2月15日	2021年3月1日	2021年4月1日～4月30日
2021年3月1日	2021年3月15日	
2021年3月15日	2021年4月1日	2021年5月1日～5月31日
2021年4月1日	2021年4月15日	
2021年4月15日	2021年4月30日	2021年6月1日～6月30日
2021年4月30日	2021年5月17日	
2021年5月17日	2021年6月1日	2021年7月1日～7月31日
2021年6月1日	2021年6月15日	
2021年6月15日	2021年7月1日	2021年8月1日～8月31日
2021年7月1日	2021年7月15日	
2021年7月15日	2021年8月2日	2021年9月1日～9月30日
2021年8月2日	2021年8月16日	
2021年8月16日	2021年9月1日	2021年10月1日～10月31日
2021年9月1日	2021年9月15日	
2021年9月15日	2021年10月1日	2021年11月1日～11月30日
2021年10月1日	2021年10月15日	
2021年10月15日	2021年11月1日	2021年12月1日～12月28日
2021年11月1日	2021年11月15日	
2021年11月15日	2021年12月1日	2022年1月4日～1月31日
2021年12月1日	2021年12月15日	
2021年12月15日	2022年1月4日	2022年2月1日～2月28日
2022年1月4日	2022年1月17日	

6. 選考方法及び結果通知：

会館において書類選考を行い、結果は大学及び研究機関に対し文書をもって通知します。

7. 入居条件：

(1) 入居期間について

入居期間は、入居時の身分に対する国内の大学・研究所から推薦を認められた期間の範囲内とし、かつ3年以内とします。なお、3年を経過する時は再入居の申請ができるものとし、当該入居申請により会館に入居できる期間は、再入居時の資格に対する国内の大学・研究機

関から推薦を認められた期間の範囲内とし、かつ3年以内(過去に会館に入居していた者については、その入居期間を含めた6年以内)とします(再入居時に入館費を再度徴収します)。夫婦棟については、同居人の入居歴も対象となります(入居歴が長い方を適用)。

(2) 入居許可・入居期間延長許可について

入居期間延長申請については大学及び研究機関に年1～2回送付する事務連絡をご確認ください。入居許可及び入居期間延長許可については最長1年とし、1年毎の更新制とします。ただし、入居許可期間の最終日が3月末の場合は3月25日、8月末の場合は8月25日、9月末の場合は9月25日までとします。更新時には、イベントへの参加状況や入居中の生活状況等を踏まえて、入居期間の延長可否を決定することとします。

(3) 館費等について

※館費、入館費等は、事前に通知を行ったうえで改定する場合があります。

① 館費

単身棟	月額 35,000 円
夫婦棟	月額 35,000 円

- ・許可した入居期間の初日が月の途中、または月の途中において退去する場合の当該月の館費は、館費の日割額(館費の月額を30で除して得た額)に、その月の許可した入居期間(入居許可日及び退去日を含む)を乗じて得た額とします。また、毎月の館費の支払いは、原則として銀行引き落としとなります。
- ・銀行引き落としが出来なかった場合、入居した月の館費と入館費、退去する月の館費については、コンビニ収納となります。

② 入館費

単身棟	月額 35,000 円
夫婦棟	月額 70,000 円

- ・入館費は、入館の際に徴収し、返金しません。
- ・許可した入居期間の初日から30日以内に支払いがない場合、退去していただきます。
- ・3年を経過後に再入居する場合には、入館費を再度徴収します。

③ その他

- ・光熱水料及び電話料金は全て実費です。
- ・電力会社、水道事業者と個人で契約していただきます。また、インターネットについても個人での契約となります。

(4) 【夫婦棟のみ】同居人の入居時期について

同居人については、申請者と同時入居としますが、何らかのやむを得ない理由で同時に入居できない場合は、事前に申告があった場合に限り、概ね1か月まで遅延を認める場合があります(ただし、この場合も入居期間は入居許可証に記載されたとおりとし、変更することはありません)。また、申告があった日までに入居できない場合は、申請者を含めて入居資格

を失います。

(5) 国際交流活動について

研究発表もしくは事例研究等の報告等を当館内の学術イベントの一環として実施することができる者を推薦してください。

また、年間を通じ少なくとも1回は、研究発表もしくは事例研究等の報告等を行うことができる者を推薦してください。

8. 申請時の注意事項：

(1) 申請書の記載内容が添付資料の記載と相違ないか、必ず照合してください。誤記があった場合は申請者本人または大学等にて訂正したうえでご提出ください。

「入居申請書」と「入居申請者情報入力表」に相違がある場合は「入居申請書」の記載を正式なもののみとみなします。なお、入居後に虚偽の申請が判明した場合は退去処分としますので、十分ご注意ください。

(2) 会館の設置目的を鑑み、以下の点に注意し、推薦してください。

① 会館が実施する各種交流イベント等へ積極的に参加できる者を推薦してください。

② 外国人研究者は、渡日後1年以内の者を優先して推薦してください。

③ 外国人研究者は、特定の国・地域の出身者に偏ることなく幅広い国・地域の者を推薦してください。

④ 入居予定期間が長い者を推薦してください。

(3) 入居期間は国内の大学・研究所から推薦を認められた期間を超えて希望することはできません。入居期間の最終日は国内の大学・研究所から推薦を認められた期間の範囲内かつ3年内になるよう設定してください。

(4) 会館には入居者用の駐車場はありません。既に乗用車をお持ちの方は、会館周辺の民間駐車場を利用することになりますのでご注意ください。

(5) 申請者に対して入居誓約書等の内容を必ず事前に説明頂き、入居許可を受けた場合、会館の規則等を遵守することができる者を推薦してください。

9. 入居許可後の注意事項：

(1) 館費・入館費は入居許可期間の初日から発生します。入居許可後に入居期間の変更はできません（実際に入居した日が入居許可期間の初日以降になる場合でも館費・入館費は入居許可期間の初日から発生します）。

(2) 入居許可後に入居を辞退する場合は、入居許可期間の前日までに大学及び研究機関からの公文書（公印省略・メール提出可）による届け出が必要です。届け出がない場合は、入居していなくても入居許可期間の初日から、館費・入館費が発生します。入居許可期間の初日以降に辞退した場合は、辞退届の受理後1か月先までの館費・入館費が発生します。

10. 館内で実施される国際交流事業：

会館では年間を通して、さまざまな国際交流事業を行っています。主な事業については、ウェブサイトをご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/ryugaku/kyoten/hiec/event/index.html>

11. その他：

- (1) 関係書類に記載された個人情報、独立行政法人日本学生支援機構、兵庫国際交流会館の管理・運營業務受託者及び居住者を支援する団体が当会館の管理・運営を行うためにのみ使用し、法律上の要請があった場合を除き、その他の目的には使用しません。
- (2) 選考結果の如何に関わらず、提出された申請書類は返却しません。
- (3) 入居希望者の見学は事前予約制です。前もって大学及び研究機関から会館に電話（078-242-2561）でご予約ください。なお、大学等の担当者が見学を希望される場合は随時相談に応じます。ただし、土曜、日曜及び祝日を除く 10 時から 16 時の間の見学に限ります。
- (4) 入居者へのサービスについて、内容を変更する場合があります。

12. 添付書類：

- (1) 入居申請書（別紙様式 1-3）
- (2) 入居推薦書（別紙様式 2-3）
- (3) 兵庫国際交流会館における交交流活動実施・参加計画書（別紙様式 3）
- (4) 入居申請誓約書（別紙様式 14-1）
- (5) 入居申請者情報入力表
- (6) 兵庫国際交流会館 入居に関する Q&A（資料 1）

13. 関係書類の提出先及び照会先：

〒651-0072

兵庫県神戸市中央区脇浜町 1-2-8

兵庫国際交流会館 会館事務室

電話 078-242-2561

ファクシミリ 078-242-2562

E-mail office@hih-go.jp

<https://www.jasso.go.jp/ryugaku/kyoten/index.html>